

## 平成27年第4回上里町議会定例会会議録第3号

平成27年9月7日(月曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 7 (町長提出議案第45号) 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
について

日程第 8 (町長提出議案第46号) 上里町税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 (町長提出議案第47号) 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例に  
ついて

日程第10 (町長提出議案第48号) 上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する  
条例の一部を改正する条例について

日程第11 (町長提出議案第49号) 上里町行政財産の使用料に関する条例の一部を  
改正する条例について

日程第12 (町長提出議案第50号) 上里町コミュニティセンター設置及び管理条例  
の一部を改正する等の条例について

日程第13 (町長提出議案第51号) 上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例につい  
て

日程第14 (町長提出議案第52号) 財産の取得について

日程第15 (町長提出議案第53号) 財産の取得について

日程第16 (町長提出議案第54号) 上里町道路線の認定について

日程第17 (町長提出議案第55号) 平成27年度上里町一般会計補正予算(第4  
号)について

日程第18 (町長提出議案第56号) 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正  
予算(第1号)について

日程第19 (町長提出議案第57号) 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算  
(第2号)について

日程第20 (町長提出議案第58号) 平成27年度上里町水道事業会計補正予算(第  
1号)について

出席議員（14人）

1番	飯塚賢治君	2番	戸矢隆光君
3番	仲井静子君	4番	猪岡壽君
5番	齊藤崇君	6番	岩田智教君
7番	植井敏夫君	8番	高橋正行君
9番	納谷克俊君	10番	新井實君
11番	沓澤幸子君	12番	高橋仁君
13番	伊藤裕君	14番	植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	岸智敏君
総合政策課長	片岡浩一君	税務課長	須長正実君
町民福祉課長	板垣延雄君	子育て共生課長	山田隆君
健康保険課長	山下容二君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	強矢賢君	産業振興課長	南雲定夫君
上下水道課長	宮下忠仁君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	福島彰君	生涯学習課長	金井孝君
郷土資料館長	金井孝君		

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 主任 塚越奈津子

## 開 議

午後 1 時 3 0 分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第 7 町長提出議案第 4 5 号 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第 7、町長提出議案第 45 号 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第 45 号 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第 45 号 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本町が保有する特定個人情報について、適正な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための規定の改正のほか所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明申し上げます。

平成 25 年 5 月 31 日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「番号法」といいます。）第 31 条では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などの個人情報保護法制が行う番号法に係る特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても特定個人情報の適正な取り扱いの確保、保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされています。

この規定により、自治体では、番号制度の実施に当たり各自治体の個人情報保護措置として、個人情報保護制度の見直しを行うことなどが必要になり、今回の一部改正を行うものでございます。

今回の改正では、第 1 条及び第 2 条の 2 段階で改正を行っております。

それでは、改正条文の内容について御説明申し上げます。

まず、第 1 条における一部改正でございますが、目次及び第 1 条についてですが、「訂正

等」を「訂正等及び利用停止」に改めるもので、利用停止制度を新設することによる改正でございます。

第2条についてですが、第1号中「（事業を営む個人の該当事業に関する情報を除く。）」とする除外規定を削るもので、番号法の個人情報の定義には事業を営む個人の該当事業に関する情報が含まれておりますが、本町の個人情報保護条例の定義にはこれが含まれていないため、条例の個人情報の定義にこれを含めることとするものでございます。

第9号を第11号に、第8号を第10号に繰り下げ、第7号イ中「前号」を「ア」に改め、同号を第9号に、第6号を第7号に繰り下げ、第7号の次に新しい第8号を加えます。新しい第8号は、保有特定個人情報の定義を定めたものでございます。

第5号を第6号に繰り下げ、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に新しい第2号を加えます。新しい第2号は、特定個人情報の定義を定めたものでございます。

第5条についてですが、同条は収集の制限を規定した条文となり、第1項の「実施機関は、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「（以下「個人情報取扱事務」という。）」を削ります。この改正は、第5条の次に特定個人情報の収集等の制限に関する規定を新たに設けるため、特定個人情報に関する除外規定を加え、また、個人情報取扱事務を第1項で定義規定をしてしまうと、特定個人情報について除外されてしまうため、同項から削るものでございます。

第5条の次に第5条の2として、特定個人情報の収集等の制限について定めたものでございます。

第1項は、特定個人情報を収集するときの利用の目的の明確化、その目的を達するための必要な範囲で、収集手段について適法かつ公平でなければならないという義務を定めております。

第2項は、番号利用法第20条に定める例外規定を除き、特定個人情報に収集、保管の制限を規定しております。

第6条第1項ですが、第1号から第5号までの各号以外の部分で、「個人情報取扱事務」を「個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）」に改め、本条において個人情報取扱事務の定義規定を定めるための改正でございます。

第7条第1項ですが、「超えて、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加えます。この改正は、保有特定個人情報の利用・提供について、第7条の2及び第7条の3で規定するため、本条から除外するためのものでございます。

第7条の次には、新たに枝条である第7条の2及び第7条の3の2条を加えます。

第7条の2は、保有特定個人情報の利用の制限に関する規定を定めたものでございます。

第7条の3は、特定個人情報の提供の制限に関する規定を定めたものになります。

第2章第2節の節名中「訂正等」を「訂正等及び利用停止」に改めるもので、目次と第1条と同様に、利用停止制度を新設することによる改正でございます。

第12条第2項ですが、「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）を加え、特定個人情報については、法定代理人以外に任意代理人による開示請求を認めるための改正でございます。

第13条第2項及び第3項ですが、第12条第2項の改正に伴い、「法定代理人」を「代理人」に改めるものでございます。

個人情報の開示義務を定めている第14条ですが、開示義務を除く（否定する）規定として第1号から第7号までありますが、新たに第8号を加えます。

第8号については、本人保護の観点から代理人による濫用のおそれを防止するため、利益相反の場合は開示義務から除く規定でございます。

第23条第2項中「記録れた」を「記録された」に改めるもので、こちらは正しい言葉に修正する改正でございます。

第26条の次に枝条である新しく4条を加えます。

まず、第26条の2は、個人情報の提供先への通知を規定しております。

第26条の3は、利用停止の請求を規定しております。利用停止ができる場合として、第1号でアからオまでの5項目と、第2号と計6項目が規定されております。

第26条の4は、利用停止請求の手続を規定しており、第26条の3の規定に基づき、停止請求する際の手続について定めております。

第26条の5は、利用停止請求に対する決定の期限を規定しており、期限については、第26条の訂正決定等の期限を準用する規定となっております。

第27条第1項ですが、「及び訂正等」を「、訂正等及び利用停止」に改めます。

第28条ですが、第1項では、各号以外の部分で「又は訂正決定等」を「、訂正決定等又は利用停止決定」に改め、同項第2号では「又は訂正決定等」を「、訂正決定等」に改め、「訂正等する旨の決定を除く。）」の次に「又は利用停止決定（利用停止の請求に係る特定個人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。）」を加え、「又は訂正等」を「、訂正等又は利用停止」に改め、第2項第2号では「又は訂正等請求者（開示請求者又は訂正等請求者）」を「、訂正等請求者又は利用停止請求者（開示請求者、訂正等請求者又は利用停止請求者）」に改めます。第28条の改正は、利用停止制度の新設に伴う改正でございます。

第42条第1項中「より個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加えるもので、他の制度との調整規定において特定個人情報を除外する改正でございます。

第44条中「第2条第7号ア」を「第2条第10号ア」に改めるもので、第2条における号の移動に伴う改正でございます。

次に、第2条における一部改正でございますが、第2条中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に新しい第3号を加えます。加える第3号は、情報提供等記録の定義規定でございます。

第7条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加えるもので、保有特定個人情報から情報提供等記録を除外する規定でございます。

第26条の2第1項では、「当該個人情報の提供先」の次に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。））」を加え、個人情報の提供先への通知に関する規定の中で、情報提供等記録に関する部分の取り扱いについて追加する内容でございます。

第26条の3第1項では、「係る特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、利用停止の請求において、特定個人情報から情報提供等記録を除外する改正でございます。

第44条ですが、「第2条第9号ア」を「第2条第10号ア」に改めるもので、第2条の号の移動に伴う改正でございます。

最後に、附則についてですが、第1条から第3条で構成されており、第1条で、施行期日を定めまして、平成27年10月5日から施行といたします。ただし、第2条及び附則第3条の規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日としており、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の開始の日を想定しているものでございます。

第2条では、今回の上里町個人情報保護条例の一部改正に伴い、上里町情報公開・個人情報保護審査会条例を改正するもので、同条例の第2条第1号で「第2条第2号」を「第2条第3号」に改めます。

第3条では、こちらの規定も上里町情報公開・個人情報保護審査会条例を改正するもので、第2条第1号で「第2条第3号」を「第2条第4号」に改めます。

以上で、上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5 番、齊藤崇議員。

〔 5 番 齊藤 崇君発言 〕

5 番（齊藤 崇君） 今回の個人情報に関する条例改正ということで、一通り目を通させていただきましたが、これはマイナンバー制度が導入されるにあたっての見直しだというふうに理解しているわけですが、何点かちょっと知識不足というか、不明な点、疑問がある点などがありますので、質問させていただきます。

まず、新旧対照表の 3 ページなんですけれども、第 5 条の 2、実施機関は、特定個人情報を収集するときは、その利用の目的を明確にし、該当目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。その 2 として、ここまでちょっと来ますけれども、実施機関は、番号利用法第 20 条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、または保管してはならないということなんですけれども、5 条の 2 のところでは、これは利用の目的を明確にという、私自身で解釈するとちょっと抽象的な表現というふうに思うんですけれども、これは、いつ、誰が、何の目的で、収集、閲覧をしたかが記録として残るようなシステム管理が必要と思われまますけれども、具体的に例えば今日、税務課の職員がシステムをのぞきに行って、何の目的で、税務課の何ていう人がアクセスしに行っているか。それがまた、具体的にシステム管理者が管理簿に、例えば今日は 9 月 7 日ですから、その日に A さんが収集したという記録が恐らく残ると思うんですけれども、そのシステム管理者というものを、これはずらずらと全部読んでいくと町長のことが出てくるんですけれども、町長がそれを一々管理するわけにはいかないと思うんですよね。その辺のシステム管理責任者というものをどういうふうな形で置くのか。それと、これはなぜこういう質問をするのかというと、やはり事故、それから不正の対策として、これは管理しなければいけないんじゃないかなというふうに考えるわけです。

次の 2 番の最後のほうで、または保管してはならないというんですけれども、これももう少し詳細な説明というか内容を聞きたいんですけれども、保管ということは要するにプリントアウトしてはいけないのか。

それと、それに関連してプリントアウトしたものをどのような廃棄処分、削除、または施錠できるような専用ボックス、本当に個人情報を収集した後の処理として、専用のダストボックスではなくて収集した専用のボックス、いろいろな方法はあると思うんですけれども、例えばそれをシュレッダーにかけるという一つの方法もあると思います。もう一つは、専用のボックスを設けて、定期的に専用の信頼する業者に施錠したまま渡して処理をしてもらうというふうな方法があるかと思うんですが、この保管というのは、要するにプリントアウトしたものを机の上に置いたり自分の引き出しに置いたりという、そういう意味なのか、それともファイリングしてはいけないのか、その辺、2 点ばかりちょっと質問したいと思いますので、よろしくお

願います。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 齊藤崇議員の御質問につきまして御説明申し上げます。

まず、システムの第1点目の関係でございますけれども、現在、マイナンバーに関連するシステム開発につきましては順次進めているところでございまして、例えばお話がありました行政機関内部同士での税務課とか健康保険課の間でのやりとりというのがどうやって記録されるのか、それを本人が確認できるかといった点につきましては、今ちょっとお調べしましてお答え差し上げたいというふうに思います。ちょっとお時間をいただければと思います。

また、御質問の中からは少し合致をしないかもしれませんが、マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているか、自分自身で記録を確認できる情報提供等記録開示システム、これはマイナンバーポータルというふうに呼ぶらしいですが、それが29年1月から稼働するというところでございます。このシステムを使いますと、御自身のマイナンバーを含む個人情報が、いつ、誰が、何の目的で提供したのか、不正または不適切な提供が行われていないかということをお自身で確認することが可能になるというところでございます。

ただ、同じ上里町の内部の課同士のやりとりというものをここに記録をする、例えば国と町のやりとりとか、ほかの官公庁の施設と町のやりとりではなくて、町内部の課同士のやりとりというものをここで記録ができるかどうかというのは、ちょっと手元に資料がございませんので、お調べしたいというふうに思います。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） 齊藤崇議員の御質問に説明させていただきます。

こちらの今のお話の中の5条の2ということで、収集、保管ということでございます。システムの関係につきましては、今、総合政策課長のほうで調べさせてもらっています。なお、この個人番号というか12桁の含んだ情報につきましては、番号利用法の規定に明確に定められておりまして、例えば地方税だとか社会福祉関係を含めて、その事務に限られた利用ということでございまして、通常の申請書だとかそういう中に、ふだん、先ほど言ったように、住所、氏名、生年月日、目的等を書いた下にその番号を書いてもらうという形の中の処理の仕方が、利用ということでは中心になるのかなど。その利用を各担当のほうで保管をして、通常の事務の廃棄等々の中で厳格にシュレッダー、それから鍵等々を含めて、プライバシーに配慮して書類を破棄できるように、書類はきちっと今現在でも通常の個人情報保護条例の中で情報については管理しておりますけれども、一層に今回の個人番号については目的外利用をさせない、それ



から当然その保管については十分注意をしていくということでございます。

なおかつ、先ほど言いましたように、保管というのは申請書だとかプリントをしたものをロッカー等にきちっと保管をしているということでございまして、システム上というよりは、この部分については物理的な申請書等をきちっとこの番号が記されたものについては管理をしていくという内容でございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 今、ちょっと回答の中での的確な回答というか、聞き漏らしたかわからないんですが、じゃ、プリントアウトというのは要するにオーケーなわけですね。ディスプレイ上で見るのは問題ないと思うんですけども、それを要するにどうしてもディスプレイ上で見たものが、そこで業務が終わらない場合、例えば明日にまたがってしまう業務とかがあると思うんですよね。そういうときは、またそこへ飛び込んでいってデータ収集するのは面倒くさいから、結局はプリントアウトして自分の机の引き出しとかに明日まで保管して、今日は時間が来てしまったからということで保管する、その辺を具体的に聞いたかったんですよね。

ですから、後の廃棄の処分というのは、今、回答を総務課長のほうからしてもらったので、わかったんですけども、そういった複数日にまたがる場合のデータをプリントアウトしたものは、その都度廃棄しなくて、専用ボックスなりシュレッダーなり、そういうことをしなくてもいいのかということ具体的に聞いたかったんですが、同じページなので、もう一つ、すみません、質問してしまっていていいですか。

6条のちょっと言葉が理解できなかったんですけども、アンダーラインが引いてある次の2行目の新たに開始しようとするときという、新たにという理解なんですけれども、これはその都度というふうに理解していいんですか。よろしくお願いします。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） 先ほどの御質問につきましてですけれども、事務処理上の中で安易にプリントアウトするということは基本的にはないかと思えます。ですので、途中で必要に応じてプリントアウトはあるかと思えますけれども、一時的に打ち出しておいて、それをという形ではなくて、必要に応じてプリントアウトをした中で保管をしていくと。それは、当然、申請書は打ち出しというより、申請書は申請書で保管をするし、必要な利用事務、番号を利用して扱う事務につきましては、基本的に安易な形でプリントアウトをするということではなくて、必要に応じてプリントアウトした中で保管をしていくということでございます。

それから、新たに届け出るということにつきましては、毎回毎回新たというよりは、新たな事務、この事務をという形の中の事務に掲げるものについては、町長にその旨を提出しなければならないということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

1番、飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） 1番、飯塚でございます。

1つ聞かせていただきたいと思うんですが、まずは町民の皆様がやはり心配していることというのは、どうしても情報の流出、ここが一番の問題なんです、前に全員協議会で話を聞いたところ、市町で共用されることもあるという話をしておりました。この共用されるときにはネットに流れるわけですね。その部分で年金機構でも、それでもやはりハッカーに狙われるという事態が実際に起きているわけで、そこのガードというのは、このシステムは大丈夫なものかというのを一つ伺います。よろしくをお願いします。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） 個人番号の取り扱いにつきましては、こちらの個人番号法に明確に定められておりまして、使っていいもの、使って悪いものがございます。先ほど齊藤議員からもありましたように、事前に使っていいものというのは決められておりますので、そのほかでは番号を使うということはありません。番号は当然その事務に基づいた、法律に基づいた事務にしか使えないと。これについては利用という形になりまして、先ほどの話の中で、例えば町民係、それから税務課、幾つかの課があるかと思えますけれども、その中で課では課で独自というか、それぞれ番号を申請書なりで個人番号を使っております。その中で連携をして利用はできるという状況ですので、例えばその番号を使って、同じ行政機関という町長部局の機関の中ではこの番号をやりとりしながら事務は進められると。それが利便性の向上にもつながるということございまして、番号取得に対しては非常に厳格に定められておりまして、きっちと番号の申請等につきましては、適用するとき等については本人確認等、その辺の厳正な定めの中で取り扱いをするということになってございます。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 飯塚賢治議員の御質問に御説明を申し上げます。

システム面でのケアというのは万全かということであるかと思えますけれども、特定の機関

による情報の一元管理をしないということになっております。従来どおり個人情報につきましては各行政機関が保有しております、ほかの機関に対して個人情報が必要になった場合には、情報提供ネットワークシステムというものを使って情報の照会、提供を行います。いわゆる分散管理ということでございまして、どこかの機関が集中管理をするわけではないということでございます。

また、行政機関の間での情報のやりとりというものは、マイナンバーそのものではなくて、それに代わる符号というものを使うこととなります。また、各機関の情報のやりとりというのはオンライン化されて行われるわけでございますけれども、特殊な回線を用いまして、さらに暗号化通信を実施するというところで保護を図るということでございます。

また、システムへのアクセス者の制限ですとか処理記録、ログ出力なども実施をしていくということで、これは上里町に限らず、あらゆる自治体、行政機関において共通して行われる、ある意味、国が制度設計をしたシステム面の措置と、こういったことで情報保護というものを図っていくということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） たびたび申し訳ございません。次の4ページと5ページなんですけれども、先ほどのページというか、当初の条例改正においてアンダーラインがあったところ、訂正もしくは追加の部分がかなり新たに増えていると思うんですけれども、7条の2なんです、読み上げますと、実施機関は、第5条の2第1項により明確にされた目的（以下この条において「利用目的」という）の範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならないとあるんですが、これを要するに私が個人的に理解してみると、いつも例が税務課なので申し訳ないんですけれども、税務課の職員が閲覧しに行ったときに、結局、この表現ですと、個人情報というのが税務課の関係することに関わらず、全てが閲覧できてしまうというふうに私は理解したんですけれども、これが例えば先ほどのちょっと質問と重複しますが、要するに自分の業務が必要とする以外の情報も、この文章ですと得られますよというふうに理解してしまうんですけれども、要するにこれは全然フィルターがかかっていない状況なんですか。

それと、その次の2項にある、これが私もちょっと何度読んでもよくわからないんですけれども、2行目の本人の同意がありというのはわかるんですよ。次の、または本人の同意を得ることが困難であるという、この言い回しがちょっと私は理解ができないので、この辺を詳しく説明していただければなというふうに思います。

続けて、5 ページの一番下のほうなんですけれども、第26条の2で、該当個人情報の提供者に対し、速やかにその旨を通知しなければならないとありますが、その通知の手段、プロセスは何を使うんですか。この3点ばかりをちょっと質問したいので、回答をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

最初に、範囲を超えて特定個人情報を利用してはならないということは、当然、事務に必要な部分でしか特定個人情報を利用しないということでございますので、別に情報を見るというか、必要なために情報を利用するということございまして、目的とすれば当然その他の目的でこれを超えて保有特定個人情報を利用してはいけないということは、使用してはいけない、利用してはいけないということございまして、利用事務が必要な中でこの番号を使っていくということでございます。

それから、2項の部分について、生命、財産を保護するために必要がある場合は本人の同意、または本人の同意を得ることが困難でも利用範囲を超えて特定個人情報を利用することができるということは、ここは利用の制限という中でございまして、本人がどうしても同意が得られなくても、生命、それから個人の健康、生活、財産を保護するために必要だと判断した場合は、こういう特定個人情報を利用することができるということでございます。

個人情報の提供先の通知ということでございますけれども、これは提供先ということで、先ほど片岡総合政策課長のほうから話がありましたように、情報ネットワークを通じた中の提供先で、例えば他市町村との中で上里町の情報の訂正があったときは、そちらの情報提供の提出先に速やかにその旨を通知しなければいけないということで、これにつきましてはシステム上で行うのか、文書で行うかということにつきましては現在のところ明確になっていないのかと思われましても、基本的にこの改正につきましては番号法が改正になったものですから、それに伴って、その部分を追加ということございまして、今まで個人情報保護条例があったわけですけれども、番号法の趣旨に基づいて改正ということございまして、この情報というのは電子的に行う部分かどうかというのは、ちょっと今の状況では定かでないものでございます。こちらにつきましては確認をさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 齊藤議員に申し上げます。既に質疑の回数が3回を超えています。特に発言を許可しますので、簡潔にお願いしたいと思います。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 先ほどの4ページの7条の2で、ちょっと明確な回答が得られていな

いんですけれども、要するにもっとかみ砕いて言えば、これは先ほどから言っているように、税務課の職員を例にまたしてしまうんですけれども、その職員が範囲を超えてということは、フィルターはかかっていないんですね、じゃ、全部が見られちゃうわけですね。だけれども、必要なところしか見てはいけませんよと、こういうことを言っているわけですか。

だから、結局、自分に必要な、例えば税務課なら税務課が業務をする上で必要なところしか、税務課の職員というのは、ほかはフィルターがかかってしまっていて見られませんよ。そうじゃなくて、全部見られるんですよ、でもそれは業務上、必要ないから見てはいけませんよと、こういう規定をしているのかという質問をしたんですよ。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） すみません、説明が足りなくて申し訳ございません。今のフィルターということですが、税務課は税務課としての業務しか見ることが現在できません。例えば町民福祉、それから健康保険課で行っている業務については、税務課のほうではその画面を見るということではなくて、その利用の中で必要に応じて利用を見ていくということで、今の状況では通常の事務の利用にあたってはそういう形の個々のシステムの中で、全部の情報が一度に見られるという形は集中というか、利用ですので、どの部分が必要だというふうには見ることはあるかもしれませんが、個々の部分については今の状況ではシステム上、見るという形ではなくて利用に必要な範囲で、自分のところの課の必要な範囲の情報を見るという形になるかと思います。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 齊藤崇議員から御質問をいただいた最初の部分でございますけれども、内部の税務課とか健康保険課のやりとりというものを記録をした上で、それを本人が見ることができるかというところでございますが、この点につきましては担当に確認をさせましたけれども、ちょっと御説明に足りる情報を得ることができませんでしたので、後日もう少し詳しくお調べして、資料により提供させていただきたいというところでございます。

なお、先ほどからの御質問の中のものの一部お答えが重複するかもしれませんが、基幹システムというもので個人情報を取り扱っておりまして、まず、この中において取り扱った情報、例えば税務課の何とかさんという職員がどういう情報を取り扱ったかと、その情報はどういう内容だったかということ、この役場内部で確認をすることはできます。ただ、それを外部の一般の町民の方が見ることができるかという点については、後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、上里町の一つの情報のセキュリティーの強化という面において、役場の

職員がどういう情報を誰の分を扱ったかということ、例えば情報の総括的な管理課でありま  
す総合政策課の私が見ることというのはできるということでございます。したがって、不正な  
使用をしているような職員がいれば、それはしかるべき対応がとれるというところございま  
す。

あと、システム管理者の責任がありましたけれども、最終的な責任というのは、執行者でござ  
います町長ということになりますが、実際の上里町の今の情報セキュリティの制度の中に  
おいては、一元的には各課において個別の情報を取り扱っておりますので、その所属長たる  
課長が責任者であると。そして、そういった全般的な役場全体の情報の取り扱いに対する責任  
者ということになりますと、実務的にはやはり情報の行政を担っている総合政策課長が担うべ  
きだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） 先ほどの齊藤議員からの質問で、私が余り明確に答えられなかつ  
たんですけれども、こちらの7条の2ということで、先ほどから税務課の話が出ていましたけ  
れども、事務処理上、他の課の処理内容については見られないような形でパソコンのシステム  
上はなっておりますので、御理解いただければと思います。

それから、2項で、生命、財産、本人の同意がないのになぜということなんですけれども、  
これにつきましては、番号法につきましては災害時等でも使えるということでございます。災  
害時、それから病気等々で本人から同意が得られなくても、先ほど言いましたように、個人  
の生命や健康、財産を守るためにはこの番号が利用できるという内容でございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今回、条例で何本かマイナンバー法の改正に伴う条例の改正という  
ことで提案をさせていただいているところでございますけれども、国レベルの中でも国民の方  
からこの制度についての不安感といいましょうか、特に年金の漏えいとかそういう面での不信  
感等々が出ていますわけでございますけれども、そういう中でセキュリティに対する懸案に対  
しまして、国では制度面とシステム面で、そして町でも先ほど担当課長のほうから説明があり  
ましたように、いろいろなシステムを活用して安全なセキュリティを確保していくというお  
話をさせていただいたところでございます。特にこれを町の中で、住民の方から不信感、不安  
感のないような取り扱いをこれからしていかなければならないわけでございますけれども、そ

のためには職員に今まで以上にこの内容についての周知徹底、そして具体的にはマイナンバーの取り扱いの責任者ですとか取り扱い事務担当者、そういうことを明確化する中で、職員に対する制度の周知教育をこれから進めていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） もう法律は国会のほうでは通ったわけで、事務方とすれば粛々とこういうことを条例に盛り込んでいかななくてはいけないということではあるかと思っております。しかしながら、先ほどからの説明を聞いていますと、マイナンバー法が動き出しても課ごとの管理、いわゆる今までほとんど手で処理していたものがOA化されて、今現在もほとんどパソコンで全部管理されていると思うんですね。それが一元化されることによって、どれだけのメリットがあって、その情報がどんなに頑張っても、年金機構もそうですけれども、日本だけじゃなくて、先に始めたアメリカだとかそういうところでも頑張っても漏れるという、そういう恐れ、そういう気を使ってシステム管理をしていかななくてはいけないということの仕事量、どれだけのスピード感を持った効果が上がるのか、また住民にとって、それが住民自身もその番号をきちっと管理していかななくてはいけないわけですよね。そのことと若干の事務手続が、まだ住民サイドには全然見えてきていないわけですから、どれだけのメリットがあるのか、非常にその辺が曖昧だなというふうに思うんですね。

それと、条例の中で1点お聞きしたいのは、利用停止請求なんですけれども、この利用停止請求というのは個人でできるということなんですか、お聞きしたいと思っております。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔 総務課長 岸 智敏君発言 〕

総務課長（岸 智敏君） 沓澤議員の御質問は2点ほどございまして、まず、利便性という、それだけの効果があるのかということでございますけれども、当然、国民というか町民の利便性が向上する部分が手続等で行われるということもございまして、公平・公正な社会の実現ということで、こちらにつきましては行政サービスの受給等を早く、しやすくしたりということで公平社会の実現に向けて、それから行政の効率化ということの3本柱がこちらのマイナンバーという番号法の柱になっております。そういう意味では、当然これを使うと同時に、個人情報保護に努めていかなければならないというふうに思っております。

それから、利用停止の部分でございますけれども、当然、個人でも不正に取得した、不正な場合等については利用を停止できるということでございます。番号法では使われる事務の内容

が決まっております。この内容以外では利用してはいけないということでございますので、不正に取得した等々の内容につきましては停止の手續もとれるという内容でございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第45号 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第46号 上里町税条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第8、町長提出議案第46号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第46号 上里町税条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第46号 上里町税条例の一部を改正する条例についての内容説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成27年3月31日に公布施行されました地方税法の一部を改正する法律のうち、主に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法に關係する部分について、上里町税条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

この度の地方税法の改正は、消費税率10%への引き上げ延期に伴う税制措置にあわせ、デフレ脱却、経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生にも取り組むため、平成27年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布施行されたところでございますが、番号利



用法の施行期日が政令により平成27年10月5日と定められ、その上で地方税事務における個人番号等の利用に関しては施行期日が平成28年1月1日と定められたことによりまして、上里町税条例の一部を改正する内容となっております。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。

第2条は、用語の意義について規定したのですが、番号利用法の施行に伴い、税を徴収するために用いる文書である納付書に、法人の場合は住所や名称のほかに法人番号を記載するようにするものでございます。

第23条第2項は、納税義務者について規定したのですが、外国法人にあっては、国内に恒久的施設がある場合に課税しますが、引用している法人税法の定義に合わせ、地方税法でも恒久的施設の定義を定めたため、条文修正を行うものでございます。

第33条第2項は、ただし書きを加えるもので、所得割の課税標準について規定したのですが、所得税における国外転出時課税の創設に伴う当該譲渡所得については、個人住民税所得割の課税標準の算定において、所得税法の計算の例によらないとするものでございます。

第36条の2第8項は、町民税の申告について規定したもので、要件を持つ新たな法人に対して30日以内にその名称や代表者等の情報を申告させることができるというのですが、これらの情報のほかに番号利用法の法人番号をつけ加えて申告させるというものでございます。

第36条の3の3第4項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定したものでございますが、根拠となる所得税法の改正により項番号が変更になったため、条文を修正するものでございます。

第51条第2項は、町民税の減免について規定したのですが、番号利用法の施行に伴い、減免申請書に個人番号または法人番号を記載するというものでございます。

第63条の2は、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出について規定したのですが、マンションのような区分所有の建物の固定資産税の按分方法については地方税法によって定められていますが、区分所有者全員が協議して決めた按分方法であれば、規則によってその按分方法で課税してよいということになっております。この場合、その按分方法を区分所有者の代表者が町長に申し出ることになっておりますが、番号利用法の施行に伴い、その申出書にその代表者の個人番号や法人番号も記載するというものでございます。

第63条の3は、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申し出について規定したのですが、マンションのような区分所有建物に関する固定資産税は建物の持ち分とその敷地の持ち分が異なる場合、土地所有者の代表者が町長に申出書を提出しなければなりません。番号利用法の施行に伴い、その申出書にその代表者の個人番号や法人番号も記載するというものでございます。

第71条第2項は、固定資産税の減免について規定したのですが、減免を申請する場合、納税義務者の住所、氏名を申請する必要があります。番号利用法の施行に伴い、その申請書に個人番号や法人番号も記載するというものです。

第74条は、住宅用地の申告について規定したのですが、住宅用地に新築住宅を新築した場合に、新築住宅の敷地に対する軽減を受ける場合に、納税義務者が申請書を町長に提出しなければなりません。番号利用法の施行に伴い、その申請書に個人番号や法人番号も記載するというものでございます。

第74条の2は、被災住宅用地の申告について規定したものでございます。地震等の災害に被災した場合、引き続き被災住宅用地として住宅用地の特例を受ける場合には、納税義務者が申告書を町長に提出する必要がありますが、番号利用法の施行に伴い、その申告書に個人番号や法人番号も記載するというものでございます。

第89条は、軽自動車税の減免について規定したのですが、公益のため使用する軽自動車税について納期限までに町長に申請書を提出することによって減免ができます。番号利用法の施行に伴い、その申請書に個人番号や法人番号も記載するというものでございます。

第90条は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免について規定したのですが、納期限までに町長に申請書を提出することによって減免ができます。番号利用法の施行に伴い、その申請書に個人番号や法人番号も記載するというものでございます。

第112条の2は、特別土地保有税の減免について規定したものでございます。納期限前7日までに町長に申請書を提出することによって減免ができます。番号利用法の施行に伴い、その申請書に個人番号や法人番号も記載するというものでございます。

附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例について規定したのですが、法人税法が改正されたため、根拠条文を修正するものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したのですが、第1項から第8項までに規定する各新築住宅等について、それぞれ必要事項を記載した申請書を町長に提出することにより固定資産税が減額されます。番号利用法の施行に伴い、その申請書に個人番号や法人番号も記載するというものでございます。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例について規定したのですが、国民の健康保持の観点からたばこの消費量を抑制するため、エコーやわかばといった旧3級品のたばこについて、本来は1,000本当たり5,262円という課税を1,000本当たり2,495円と安く課税している特例を廃止するもので、条文を削除いたします。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申

告について規定したのですが、震災後も引き続き特例の適用を受けようとする場合は、申告書を町長に提出する必要があります。番号利用法の施行に伴い、その申告書に個人番号や法人番号も記載するというものでございます。

次に、附則の内容であります。第1条は、新条例の施行日について規定したものであり、平成28年1月1日から施行としております。ただし、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに第3条第4項及び第5条の規定は、平成28年4月1日から施行としております。

第2条は、改正後における町民税の経過措置の内容を定めたものでございます。

第3条は、改正後における固定資産税の経過措置の内容について、施行日以前と施行日以後の申請書の取り扱いを定めたものでございます。

第4条は、改正後における軽自動車税の経過措置の内容について、施行日以前と以後の申請書の取り扱いを定めたものでございます。

第5条第1項は、改正後における町たばこ税の経過措置の内容について、施行日以前に課した、または課すべきであった旧3級品のたばこのたばこ税の取り扱いを定めたものでございます。

第5条第2項は、改正後における町たばこ税の経過措置の内容について、旧3級品のたばこのたばこ税を安くしていた課税の特例を廃止したが、販売時期によって段階的に引き上げる措置をとるものでございます。

第5条第3項は、第5条第2項で段階的に納税額が上がっていく期間内において、新条例98条第1項から第4項までのたばこ税の申告納税者が申告に使用する様式を別の様式に読み替えるものでございます。

第5条第4項は、卸売販売業者等の申告納税者が平成28年4月1日以前に特例を受けたたばこ税を納税してある状態で、貯蔵場所に置いてある状態のときは、同日に小売業者に販売したものとみなして町たばこ税を課すが、このとき納めるたばこ税額は、差額の1,000本当たり430円とする内容でございます。

第5条第8項は、段階的に納税額が上がっていく期間内において、たばこの販売契約の解除等があった場合には、たばこの移動が伴って課税されていたものについては、次回分の税額から控除し、在庫の状態で課されるべきものとして課税されたたばこ税については還付されるという内容でございます。

第5条第9項及び10項は、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項の準用規定でございます。

第5条第11項及び12項は、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項の準用規定でございます。

す。

第5条第13項及び14項は、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項の準用規定でございます。

第6条は、改正後における特別土地保有税の経過措置の内容について、施行日前後の減免申請書の適用について規定したものでございます。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第46号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第47号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第9、町長提出議案第47号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第47号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について。御提案申し上げました議案第47号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律の施行に伴い、手数料について所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国民生活を支える社会基盤として、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入されることにより、国民一人一人に12桁の個人番号が記載された個人番号カードが交付されることとなります。

今年の10月以降、個人番号カードを受け取るための通知カードが町民1人ずつに送付予定となっておりますが、通知カード、そして個人番号カードを紛失等したときに再交付する場合、再交付手数料を定める必要が生じたため、上里町事務手数料条例の一部改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、第1条では、通知カードの再交付手数料を規定する改正といたしまして、第2条第1項中において、第44号を第45号とし、第23号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号、「(23)通知カード再交付手数料1件につき500円」を加えます。

第5条第1項第3号中においては、「第2条第1項第37号から第40号まで」を「第2条第1項第38号から第41号まで」に改めるもので、同号は手数料の徴収の免除規定で、犬の登録等の手数料を定めておりますが、当該犬が道路交通法施行令第8条第2項に基づく盲導犬の場合に免除とするといった内容で、号の繰り下げに伴う改正でございます。

第2条では、個人番号カードの再交付手数料を規定する改正といたしまして、第2条第1項中において、第22号を削り、第23号を第22号とし、同号の次に次の1号、「(23)個人番号カード再交付手数料1件につき800円」を加える改正を行います。

附則につきましては、第1項では、施行期日といたしまして、第1条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日と合わせ、平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する旨の規定を定めております。

なお、第2項では、経過措置といたしまして、第2条の規定の施行の日（平成28年1月1日）の前において同条の規定による改正前の上里町事務手数料条例第2条第1項第22号の規定により徴収すべきであった住民基本台帳カード交付手数料については、なお従前の例とし、改正前の500円を徴収できる旨の規定をしております。

以上で、上里町事務手数料条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

14番、植原育雄議員。

〔 14番 植原育雄君発言 〕

14番（植原育雄君） 個人番号カードが発行された場合、住基カードは多分返還されるようなことになるかと思うんですけれども、今の時点ではこのままでよろしいかと思いますが、一応確認のためにお聞きしたいと思います。個人番号カードが発行された場合、住基カードは返還をする必要があるかと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 町民福祉課長。

〔 町民福祉課長 板垣延雄君発言 〕

町民福祉課長（板垣延雄君） 植原育雄議員の御質問に御説明を申し上げます。

御質問のありました現在発行されております住基カード、これにつきましては、住基カードに明記されております有効期限内は利用可能でございます。ただし、住基カードではなくてマイナンバーカードにしたいという方の場合につきましては、そこで交換という形で住基カードのほうの利用ができなくなるという形になっております。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） ただいまの課長の説明ですと、交換という形では、そこでは500円は新たには発生しないという考えでいいのかどうか、一つ確認したいことです。

それと、このマイナンバー制度が導入されるわけですけれども、カードを申請する、しないは個人の自由ということでありましてけれども、今回の条例は申請した場合の手数料、また、なくした場合の再発行の手数料ということ、全てそうですけれども、印鑑登録でも印鑑証明でも何でも再発行のときは手数料がかかるかという、そういうことだと思いますけれども、このカードを持っていないと、いわゆる個人の情報開示ということが求められないのかどうか。カードは持っていなくても、自分の12桁の番号をきちっと書類上に記入すれば開示が求められるのかどうか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町民福祉課長。

〔 町民福祉課長 板垣延雄君発言 〕

町民福祉課長（板垣延雄君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、第1点目、住基カードを使っている、その期限が来たときにマイナンバーカードに交換の場合、これは新規での発行になりますので、基本的に今は無料で考えております。

御質問の中にもございましたけれども、一度発行を受けて、その後、特別な事情以外の場合に再交付をされるような場合については、再発行の手数料500円並びに800円をいただきますというのが第1点でございます。

それと、もう一点、情報についてですが、10月から御存じのとおり、順次、通知カードのほうが発行されます。これをもちまして、国民の一人一人の方に12桁の番号が通知されますので、それを利用して情報を、どこまで開示できるかというのはちょっと私も申し訳ありません、わからないんですが、その12桁の番号を利用するという形は可能でございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

税務課長（須長正実君） 税務課長の須長です。

先ほどの沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

先ほどの税条例のほうで、申請書の内容を改正させていただきましたけれども、税務課のほうでそのような個人番号を書いていたときには、一応通知カードを持ってきたときには免許証を出していただいて本人確認をするということを考えております。個人カードであれば写真入りですので、それがあれば個人確認はそれ一枚で足りるというふうなことで、1月1日以降は考えております。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第47号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第48号 上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第10、町長提出議案第48号 上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第48号 上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第48号について、上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

町が所有する財産のうち、行政財産について第三者へ貸し付けを行う際の貸付料に関し、普通財産と同様の無償貸し付けまたは減額貸し付けを行いたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容を申し上げます。

本条例の一部改正は、サービスエリア周辺整備事業地内、上里町農村公園整備事業用地に関連するものでございます。上里町土地開発公社から取得した用地は、農村公園として整備を進めるための行政財産であり、計画においては、民間の開発事業者を募り、開発事業者に当該用地を定期借地権方式により貸し付け、事業者がみずからの責任と費用負担により農村振興施設の整備、維持管理運営を行うこととなっております。このため、この行政財産を貸し付けた場合においても、普通財産の貸し付けと同様な要件により、無償または減額による貸し付けが可能となり、また地上権等を設定することができるよう本条例の一部改正を行うものでございます。

条例の改正内容を御説明申し上げます。

改正前の第7条を第8条に、第6条を第7条に、第5条を第6条とそれぞれ1条ずつ繰り下げます。そして、第4条普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの次に新しい第5条を加えます。見出しを準用と定め、条文については、行政財産についても、普通財産と同様、各号の要件を満たした場合には、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができ、又はこれに地上権若しくは地役権を設定できるようにする規定としております。

なお、附則では、施行期日を規定し、公布の日からの施行といたします。

以上で、上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について



の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第48号 上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第49号 上里町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第11、町長提出議案第49号 上里町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第49号 上里町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第49号について、上里町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

町が所有する行政財産について、目的外使用の許可をした場合における月額使用料に関し、使用目的にあった使用区分並びに使用料算定基準を設けたく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、町が所有する財産のうち、行政財産の目的外の使用許可及びその使用料に関してであります。公用または公共用に供する目的の財産である行政財産に対し、第三者からの目的外の使用申請に関しては、その用途または目的を妨げない限度において、町が使用を許可することにより使用が可能となります。

また、使用について許可を受けた者は、本条例第2条の規定により使用料の納付が必要となりますが、使用料の算定にあたり、同条の規定による別表において、使用目的にあった使用区分並びに使用料算定基準について、周辺自治体の制定状況を参考に新たに追加するものでございます。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

まず、地方自治法の改正により項にずれが生じているため、1条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改めます。

次に、第2条関係別表中、土地の項に土地の使用目的として「建物若しくは工作物の敷地、農地又は展示場、駐車場、資材置場等として使用させる場合」、使用料の単位として「月額」、使用料の算定方法として「当該土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額」をそれぞれ加えます。

なお、附則として、施行期日を規定し、公布の日からの施行といたします。

以上で、上里町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 全協のときでも詳しく説明があったんですけども、追加の部分の建物もしくは工作物云々というところで、一番右のところに当該土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額とありますけれども、これはその都度、土地の価格というのは変化すると思うんですが、それに流動的にタイムリーに変化していくというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

こちらの適正な価格という評価額等を予定しておりますので、その額によっては毎年という  
か、必要に応じて変更になった場合は評価額等で見たいというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 新たに加わった部分につきましてはどういうことを想定しているの  
か、ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔 総務課長 岸 智敏君発言 〕

総務課長（岸 智敏君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、想定でございますけれども、先ほど言いましたように、行政財産の一時利用というこ  
とで使用ということございまして、今現在、行政財産、庁舎の東側に駐車場がありましたり、  
あとは七本木児童館の南側の駐車場でございます。そういうときに、これがいいのかどうかと  
いうのはないんですけれども、フリーマーケットをしたいとか、日曜日に何かしたいといった  
ときとか、運動会、運動場という表現もあるものですから、そういった意味からすると、必要  
な運動場に使うということも考えられますし、あとは使用料ということで、先ほど工事中に業  
者等が借りて、そのところに資材を置いたり等々が考えられます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第49号 上里町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例につい  
ての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時15分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 町長提出議案第50号 上里町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部  
を改正する等の条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第12、町長提出議案第50号 上里町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第50号 上里町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について。

御提案申し上げました議案第50号 上里町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里町コミュニティセンター及び上里町中央公民館の両施設の複合化に伴い、所要の改正並びに廃止を行いたいので、本案を提出するものでございます。

概要について御説明申し上げます。

上里町コミュニティセンターは、設置目的である町民相互の交流を通じ自治意識の高揚と連帯感を養い、コミュニティづくりの運動を推進するため、広く町民の方に利用していただいておりますが、平成28年度より老朽化が著しい上里町中央公民館との複合化を図るため、当該施設の利用実態に照らして各部屋の名称を変更し、利用者がわかりやすい名称とすることで、円滑な利用の促進を図っていくものでございます。

一方の上里町中央公民館は、昭和45年に完成後、町民を初め多くの方に利用していただき、既に45年の月日が経過し、上里町コミュニティセンターと同様に建物の老朽化が進み、公共施設のあり方について、耐震性や施設の経費等を考慮し、当該施設の使用につきまして検討を重ねた結果、上里町コミュニティセンターと統合することになりました。そのため、中央公民館の機能が上里町コミュニティセンターへ移転となるため、上里町中央公民館使用条例を廃止することといたします。

続きまして、改正内容の詳細について御説明を申し上げます。

第1条は、上里町コミュニティセンター設置及び管理条例を一部改正するものでございます。同条の第2条第1号中「・ボランティアビューロ・集会室・展示室」という部屋の名称箇所を「・コミュニティルーム・活動室A・活動室B」に、「及び会議室」を「・多目的室A及び多目的室B」へと改正いたします。

第6条第2項第1号及び第11条第1項第2号中「とき」の次に「。（句点）」を加えます。この改正は、号の中で「とき」という名詞で終わる場合には、句点が必要なための措置でございます。

第2条は、上里町中央公民館使用条例を廃止するものでございます。

附則についてでございますが、平成28年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で、上里町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

9番、納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

9番（納谷克俊君） 9番、納谷です。

今回、議案第50号において上里町中央公民館使用条例が廃止されるということでありましてけれども、若干内容が、ピントがずれてしまっていたら申し訳ないんですけども、そのことによって上里町コミュニティセンターに中央公民館部分の機能を乗せるということでありまして。そうしますと、その中で機能と同時に、中央公民館系の職員もコミュニティセンターのほうに常駐されると思うんですけども、そうなったときの使用料であるとか、許可の関係の手続だとかということは、上里町コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則の中の2条にある、センターに事務局を設置し、次の各号に掲げる事業を行うというところの2項、業務の一部を他の機関に委任するというのもって、コミュニティセンターの事務局を公民館系の職員に委任するという解釈でよろしいのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 納谷議員の御質問に御説明申し上げたいと思います。

規則、条例に基づいて今後やっていくことになると思いますけれども、納谷議員の御指摘の

とおり、中央公民館係にコミュニティセンターのほうに移っていただきまして、今後、施設の維持管理というものをお願いしていくということになりますので、そのあたりは規則の中で定めるとおり、教育委員会に対する委任をしていくということになるかと思えます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

1 1 番（沓澤幸子君） 全協でも質問した部分でありますけれども、公民館というのは社会教育法の中で位置づけられていて、教育長部局でやられているわけなんですけれども、議案第50号は中央公民館との複合館ですよという、中央公民館が古くて危険で一緒になるということに関しては問題はないと思えますけれども、位置づけというか、その辺がまだちょっとはつきりしない部分があるんですけれども、名前はコミュニティセンターを名乗って、中央公民館という名称はなくなるわけなんですけれども、機能的には複合館という部分で、今、課長の説明ですと、教育委員会に委任していくということでありまして、社会教育法に基づいて運用されていくという公民館、その部分の第20条以降の目的を持って運用していくというふうに解釈していいのかどうか、お願いします。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔 総合政策課長 片岡浩一君発言 〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

まず、中央公民館が今回、使用条例は廃止となりますけれども、ただ、上里町公民館設置及び管理条例というものがございまして、そちらの第2条に、公民館の名称及び位置は次のとおりとするの中に、上里町中央公民館、位置は上里町大字七本木5591番地というものがございまして。こちらの条例につきましては改正を行っておりませんので、引き続き中央公民館というものは上里町に存在をするということでございます。

なお、今回につきましては、中央公民館と現在のコミュニティセンターの位置が同じ番地でございますので、改正を要しないということでございます。したがって、中央公民館につきましては、公民館そのものがなくなってしまうということではなく、コミュニティセンターの中に、地区館と同じような位置づけの中で、引き続き上里町としては社会教育法の目的を達成するための中央公民館というものは存在をするということになるかと思えます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

14番、植原育雄議員。

〔 1 4 番 植原育雄君発言 〕

1 4 番（植原育雄君） 植原です。

今回、コミセンと複合化するという事で、公民館係がそこに入ってということになります。例えば目的外使用があった場合に、何課長かちょっとわからないんですけども、公民館の係の職員については、多分、分任出納員が指定されているかと思います。そういった形で、地区公民館と同じような方法で、目的外使用については便宜的に公民館の職員が徴収をすると、そういうことになるかと思います。出納員は何課長になるわけでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 現時点は中央公民館非常勤館長になっておりますので、館長に分任出納員を任すわけにはいきません。中央公民館の公民館係長を生涯学習課長が兼務しておりますので、現時点では生涯学習課長を分任出納員という形で任命するようになるというふうに考えております。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） これは質問というか、ちょっと教えてほしいんですが、最後の38ページの使用料のところの備考欄に、使用時間で午前とは午前8時30分から正午までとありますが、これは別に改定でも何でもない、そのまま移行されている文章ですけども、これは午後というのは何時から何時まで、夜間というのは何時から何時まで、ちょっと参考までに教えてくださいか。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 齊藤崇議員の御質問に御説明を申し上げます。

今回、改正ということは、第1会議室を多目的室Aにするということだけでございますので、こちらの新旧対照表にはございませんけれども、まず、午前とは午前8時30分から正午まで、これは現在も変わりません。

午後とは、午後1時から午後5時まででございます。こちらも改正はございません。

夜間とは、午後5時30分から午後10時までというのが、現行の規定でございます。こちらにつきましては、今後も改正をせずに今後10時まで使えるという形でやっていくということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

1番、飯塚賢治議員。

〔 1 番 飯塚賢治君発言 〕

1 番（飯塚賢治君） すみません、こういう借り方をしている人がいるんですが、3カ月に1回とか、1部屋をコミュニティとして使うという考え方でやっている例えば団体がありまして、中央公民館利用者がそこへ加わってくると、相当やはり部屋数というのを占有されてしまうという感じがいたすんですけれども、どのぐらい前から要するに利用の申し込みを行っていただければいいかというのがちょっと悩みになってしまうんですけれども、その辺の交通整理はできるんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔 総合政策課長 片岡浩一君発言 〕

総合政策課長（片岡浩一君） 飯塚賢治議員の御質問に御説明申し上げたいと思います。

中央公民館とコミュニティセンターを複合化することによりまして、当然、中央公民館の登録団体の方が主に使われるということが多くなってまいりますので、そういった御心配もあるのかなと思いますけれども、部屋の区分けというものは考えておりません。優先的に中央公民館の利用団体の方が定期利用できるような部屋というものを設定はいたしますけれども、現在のところ、コミュニティルームというもの、今のボランティア連絡会が入っているボランティアビューロですが、そちらは原則として一般利用のみ、つまりコミュニティセンターをこれまで利用していた方々に対して、優先的に割り当てるといふ言い方はおかしいかもしれませんが、利用できるような形にしていきたいと。また、教養室、こちらは2階になりますけれども、そちらも原則一般利用を優先とし、一部定期利用団体の利用も認めていくということで、これまでコミュニティセンターをコミュニティ活動の目的で利用していた、3カ月に一度という、そういった形で使っていた方につきましても、そういったところを御利用いただくということで対応できるのではないかとこのように思っております。

また、統合後の施設の利用率などを想定いたしますと、確かに利用が多い部屋というものもございまして、そのほかにつきましても、これはあくまでも現在のところの試算ということにはなりますけれども、必ずしも毎日全ての午前、午後、夜間の区分において利用が十分に入っていて稼働率が全て100%で、全くほかの利用できる余地がないというようなシミュレーションにはなっておりませんので、現在のところ、これまでどおりコミュニティセンターを不定期に利用していただける方にも十分対応していけるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。



これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第50号 上里町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第51号 上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第13、町長提出議案第51号 上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第51号 上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例について。

御提案申し上げました議案第51号 上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、上里町いじめ問題対策連絡協議会、上里町いじめ問題専門委員会及び上里町いじめ問題調査委員会を設置したいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要でございますが、いじめ防止対策推進法の規定により、いじめの防止等関係する機関及び団体との連携を図るため、上里町いじめ問題対策連絡協議会を設置するものでございます。

教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとに、いじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするため、教育委員会に附属機関として上里町いじめ問題専門委員会を設置するものでございます。

また、重大事態が発生した旨の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、上里町いじめ問題調査委員会を設置し、上

里町いじめ問題専門委員会の調査の結果について調査を行うことができるものでございます。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として定めるものでございます。

続きまして、条文の内容について御説明を申し上げます。

最初に、第1章総則でございます。

第1条は、趣旨で、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、上里町いじめ問題対策連絡協議会、上里町いじめ問題専門委員会及び上里町いじめ問題調査委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、第2章上里町いじめ問題対策連絡協議会についてでございます。

第2条は、設置で、上里町いじめ問題対策連絡協議会の設置について定めております。

第3条は、所掌事務で、協議会は、関係機関・団体の連携のための協議、相互の連絡調整を図ることを定めております。

第4条は、構成で、協議会の組織の構成を定めております。

第5条は、協議会に会長を置き、町長をもって充てることを定めております。第2項では、会長が協議会を代表する規定でございます。第3項では、協議会の職務代理を定める規定でございます。

第6条は、協議会の会議で、第1項は会議の招集及び会議における議長に関する規定でございます。第2項は、協議が調った事項について、その協議結果について尊重する旨を規定したものでございます。

続きまして、第3章上里町いじめ問題専門委員会についてでございます。

第7条では、設置で、専門委員会を設置する規定でございます。

第8条では、所掌事務で、専門委員会は教育委員会の諮問機関として、いじめ防止対策、いじめ通報に対する調査、重大事態の調査を行うことを定めております。

第9条は、組織で、第1項は委員の数に関する規定で、人数を7人以内と定めております。第2項では、委員の選出区分に関する規定を定めており、第1号から第5号までの区分からの選出となります。

第10条は、任期で、委員の任期に関する規定で、任期は委嘱の日から2年と定めております。

第11条は、専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる旨の規定を定めております。第2項では、臨時委員の委嘱関係、第3項では臨時委員の任期を定めております。

第12条は、委員長及び副委員長関係で、第1項は委員長及び副委員長の選任方法に関する規

定で、委員の互選と定めております。第2項では、委員長職の職務に関する規定を、第3項では副委員長の職務に関する規定を各々定めております。

第13条は、専門委員会の会議で、第1項は会議の招集に関する規定で、第2項は会議の定足数に関する規定、第3項は会議の議決に関する規定、第4項は当該議事の運営に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない旨を定めております。

第14条は、委員及び臨時委員の守秘義務に関する規定を定めております。

続きまして、第4章上里町いじめ問題調査委員会についてでございます。

第15条は、設置で、法第30条第2項の規定に基づき、上里町いじめ問題調査委員会を設置するものでございます。

第16条は、所掌事務で、調査委員会は町長の諮問として、教育委員会の調査結果について、再調査が必要な場合に調査を行い、答申することを定めております。

第17条は、調査委員会の組織で、第1項は委員の数に関する規定で、人数を5人以内と定めております。第2項では、委員の選出区分に関する規定を定めており、第1号から第5号までの区分からの選出となります。

第18条は、準用で、第10条から第14条までの規定は調査委員会について準用するもので、この場合において「教育委員会」とあるのは「町長」と読み替えるものでございます。

続きまして、第5章雑則についてでございます。

第19条は、委任で、本条例の委任に関する規定で、協議会の運営に関し必要な事項にあっては会長が協議会に諮って、専門委員会または調査委員会の運営に関し必要な事項にあっては委員長がそれぞれの委員会に諮って、委任事項を定めることとしております。

附則につきましては、第1項は施行期日を公布の日としております。

第2項は、本条例の制定に伴い、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する附則でございまして、いじめ問題対策連絡協議会委員、いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員の日額報酬並びに費用弁償を別表に定める内容の改正となっております。

以上で、上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔 5 番 齊藤 崇君発言〕

5 番（齊藤 崇君） この協議会の条例なんですけど、1 条で 3 つの組織を同時に立ち上げて運営していくということなんですけど、まず聞きたいのは、最初の上里町いじめ問題対策連絡協議会が 2 章のところにあるんですけども、この 4 条で、町長が必要と認めるものをもって構成するというふうな表現ですが、ほかの次の 9 条のところにある、これは 7 人をもって構成するとあります。次が、26 ページの 17 条のところは委員が 5 人というふうに、委員をある程度特定しているんですけども、最初に言った上里町いじめ問題対策連絡協議会は、具体的な委員というか構成の人数というのはまだ定かじゃないんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 子育て共生課長。

〔 子育て共生課長 山田 隆君発言〕

子育て共生課長（山田 隆君） 町側の組織につきましては、子育て共生課が事務局となっております。齊藤議員の質問に対して説明させていただきます。

現在、いじめ問題対策連絡協議会が、まず最初に出てくるわけですけども、こちらにつきましては想定といたしまして、約 20 名の委員を想定してございます。学校関係の方、それからこういったいじめ問題に関していろいろ知識をお持ちの方、それから各国や県の出先機関、そういった方々を想定してございます。

また、それ以外のいじめ問題専門委員会につきましては教育委員会のほうの附属機関となつてございまして、もう一つ、いじめ問題調査委員会につきましては町側の附属機関ということで、先ほど議員のおっしゃられたように 5 人の方が調査委員ということで想定されております。

20 人のいじめ問題対策連絡協議会の方々につきましては、まだ想定という形ではございますけれども、毎年、いじめの問題の防止等に通常から活動する連絡協議会という形で今後進めていくように検討してございます。

また、いじめ問題調査委員会等につきましては、実際に重大事態が発生した場合等に対応していく調査機関でございますので、そういった重大事態に対しては、あらかじめ専門的な知識をお持ちの方ですとか、そういった方を委嘱させていただいて対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 6 番、岩田智教議員。

〔 6 番 岩田智教君発言〕

6 番（岩田智教君） 6 番、岩田です。

先ほど上里町いじめ問題対策連絡協議会を年に 1 回ぐらい定期的に行いたいというふうな話を伺いましたが、それは時期はいつごろなんですか。

議長（伊藤 裕君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 山田 隆君発言〕

子育て共生課長（山田 隆君） 岩田議員の質問に説明させていただきます。

今年度に関しましては年度内に1回程度ということで、時期としましてはこれから協議ですけれども、年明けぐらいになるのではないかなと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第51号 上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第52号 財産の取得について

議長（伊藤 裕君） 日程第14、町長提出議案第52号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第52号 財産の取得について。

議案第52号 財産の取得についてですが、地方自治法第96条第1項第8号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得しようとする財産（土地）につきましては、上里町大字黛字東耕地北115番1ほか66筆の上里ゴルフ場内でございます。

2、地積につきましては、3万625.8平方メートルでございます。

3、取得財産の価格は、3,356万8,414円でございます。

4、契約の相手方は、契約件数15件、契約人数15人でございます。

提案理由でございますが、児玉都市計画緑地1号上里町烏川・神流川総合運動公園（上里ゴルフ場）整備事業に係るゴルフ場用地を取得したいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明申し上げます。

上里ゴルフ場は、昭和61年9月30日、児玉都市計画緑地として都市計画決定された上里町烏川・神流川総合運動公園内に位置しております。

平成21年4月に、それまでのゴルフ場施設管理者であった埼玉県企業局から上里町に施設が譲渡されたことを受けて、町は施設を管理してまいりました。

都市緑地として都市計画決定された都市公園であり、権原取得が原則であること及び借地継続による財政負担を踏まえ、児玉都市計画緑地事業1号上里町烏川・神流川総合運動公園の県知事の認可を受けて用地取得するものであり、公営ゴルフ場として、住民の憩いの場、地域活性化につながる施設として適切に維持管理・安定運営していくものでございます。

土地所有者の意向を踏まえ、15名の権利者より、コース部3万99.8平方メートル、駐車場部526平方メートルの合計3万625.8平方メートルを3,356万8,414円で取得するものでございます。

土地の詳細につきましては、議案書の29ページの一覧表のとおりとなっております。

以上をもちまして、財産の取得についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 先ほど全協で、今回この面積で15人の地権者から購入することによって、地権者ベースでは44%、土地面積ベースでは26%になるということでありましたけれども、そうしますと、計算すればわかるんですけども、残りの地権者は何人おられて、面積的にはどのくらいあるのか、その評価がわかれば教えていただきたいなというふうに思います。

議長（伊藤 裕君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 先ほどの沓澤議員の御質問に御説明します。

地権者ベースで残り何人かということでございますけれども、今、借地権利者から既に取得済みの残りを合わせまして97人ございます。

それから、面積ベースでございますけれども、既に用地取得済みのものを除く残りの面積として35万6,915平米でございます。

沓澤議員の御質問の評価額の件でございますけれども、これはちょっと今後の鑑定評価にもなりますので、若干下落傾向、あるいは上昇傾向ということがございますので、そこまでの予測値としては算定してございません。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第52号 財産の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第53号 財産の取得について

議長（伊藤 裕君） 日程第15、町長提出議案第53号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第53号 財産の取得について。

議案第53号 財産の取得についてですが、地方自治法第96条第1項第8号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、所在につきましては、上里町大字勅使河原字原耕地1000番地7の1筆でございます。
- 2、地積につきましては、7,570.99平方メートルでございます。
- 3、取得財産の価格は、1億3,622万7,820円でございます。
- 4、取得先は、上里町大字七本木5518番地、上里町土地開発公社理事長関根孝道であります。提案理由でございますが、上里サービスエリア周辺地区整備事業の一環である農村公園の整

備用地として、上里町土地開発公社から土地を取得したく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明申し上げます。

上里サービスエリア北側に計画している農村公園の用地として7,570.99平方メートルを1億3,622万7,820円で、土地所有者である上里町土地開発公社より取得するものでございます。土地の詳細につきましては、議案書の31ページに記載のある別記のとおりとなっております。

以上をもちまして、財産の取得についての提案及び内容説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第53号 財産の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第54号 上里町道路線の認定について

議長（伊藤 裕君） 日程第16、町長提出議案第54号 上里町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第54号 上里町道路線の認定について。

議案第54号 上里町道路線の認定についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域振興に資する新設道路及び開発行為に伴い整備された道路について、別冊のとおり路線の認定をしたく、本案を提出するものであります。

上里町道路線の認定につきましては、お手元に配付いたしました認定路線調書のとおり2路



線でございます。

路線番号2518号線は、上里サービスエリア周辺地区産業団地の外縁道路と緑地公園及び農村公園を結ぶアクセス道路であり、上里町土地開発公社による開発行為に伴い整備された道路でございます。

次に、路線番号2519号線は、上里サービスエリア周辺地区の産業団地の西側縁辺部を通る神流川沿いの路線であり、産業団地や周辺の集落をアクセスするなど地域振興に資するため、新設に整備する道路でございます。

以上で、上里町道路線の認定についての提案及び内容説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第54号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時10分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 町長提出議案第55号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第17、町長提出議案第55号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第55号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成27年度上里町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,705万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,179万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款13の使用料及び手数料は1,000円の増額補正で、社会保障・税番号制度事務手数料でございます。

款14の国庫支出金は98万5,000円の増額補正で、主な内容は、総務費国庫補助金の通知カード・個人番号カード交付事務補助金でございます。

款15の県支出金は154万9,000円の増額補正で、土木費県補助金の本郷交差点整備委託費負担金、農林水産業費県補助金の野菜産地強化整備支援事業補助金でございます。

款19の繰越金は3億844万3,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20の諸収入は607万9,000円の増額補正で、重度医療高額療養費返還金でございます。

歳入合計では、現予算に対し3億1,705万7,000円を追加し、86億5,179万5,000円とするものでございます。

次に、2ページ下の段から3ページまでが歳出で、議会費から教育費まで各項目にわたり、人事異動等による給与の補正が主な共通点となっております。

まず初めに、款1議会費は100万7,000円の増額補正で、給与費の増額でございます。

款2総務費は3億1,957万6,000円の増額補正で、主な内容は、給与費、財政調整基金積立金などの各種基金積立金、庁舎管理事業の修繕料、新コミュニティバス停留所看板設置業務委託、コミュニティセンター改修工事、社会保障・税番号制度関連システム開発業務委託などの増額となっております。

款3民生費は6,803万1,000円の減額補正で、主な内容は、国県支出金の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減額、給与費、町民福祉センター等維持補修工事、重度心身障害者医療費、保育園や児童館の臨時職員賃金、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬などの増額となっております。

款 4 衛生費は95万9,000円の増額補正で、主な内容は、給与費、がん検診推進事業返還金、母子保健事業費補助金返還金などの増額となっております。

款 5 農林水産業費は1,154万8,000円の増額補正で、給与費、農村公園整備等開発事業者募集選考委員謝金、農村公園整備等開発事業者募集選考に係る手数料、野菜産地強化整備支援事業補助金の増額となっております。

款 6 商工費は24万9,000円の増額補正で、指定企業法人町民税奨励金の増額となっております。

款 7 土木費は2,853万6,000円の増額補正で、主な内容は、給与費、道路維持補修事業、道路新設改良事業、児玉工業団地アクセス道路事業に係る路線測量や詳細設計等に係る業務委託及び工事費、上里サービスエリア周辺地区産業団地内緑地の除草に係る手数料などの増額となっております。

款 8 消防費は85万2,000円の増額補正で、消火栓新設工事負担金の増額となっております。

款 9 教育費は530万9,000円の増額補正で、主な内容は、給与費、いじめ問題専門員報酬、補助教員・障害児介助員及び特別支援学級生活支援員に係る賃金、小学校管理事業の営繕工事費、上里中学校校舎棟前通路舗装工事、地区公民館の修繕料などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し3億1,705万7,000円を追加し、86億5,179万5,000円とするものでございます。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、総合政策課長よりお手元の補正予算の一覧で説明をさせていただきます。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言〕

1 1 番（沓澤幸子君） 11番の沓澤です。

それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

この長いほうの説明書をお願いをしたいと思います。

まず初めに、総合政策課の財政係のところでありまして、前年度の繰越金は5億何千

万、6億近くの繰り越しがあったわけでありましてけれども、そのうちの3億844万3,000円を今回補正して、その繰り越しについての2分の1を積み立てるのが義務づけられているということで、3つの基金が合わせて2億8,700万円積み立てるといった内容だと思います。

そういうふうにしていきますと、上里町はここ数年来、6億からの積み立てがずっと続いてきていますので、いわゆる基金は毎年毎年増えてきていると思います。そうした関係で、財政上の数字なども、お金も借りて町債も増えているけれども、基金が増えているということで数字がちょっと変更しているのかなというふうに思うんですけれども、やはり住民要望に応えていくという観点も必要なんじゃないかなと思いますので、その点を1点お聞きしたいなというふうに思います。

それと、健康保険課のところの重度心身障害者医療費給付事業のところ、ちょっと私は説明を聞いていましたけれども、よく掴めなかったんですけれども、もう一度お願いできればというふうに思います。

それと、国民健康保険特別会計の繰出金を8,141万5,000円減らすということでもあります。今年度の当初予算でもここ何年間、2億9,000万円ほどの一般会計から、その他の繰り出しとして出していたわけなんですけれども、当初予算で既に半分以上削って、さらにここに来て8,000万からの減額にするということでもありますけれども、国民健康保険税は本当に所得に対して保険料が高くて払えないという状態がすごく続いてきているわけでもありますけれども、それを全額ということではなくても、これだけの減額をするのであれば、1世帯当たり1万5,000円ほどの、もっとかもしれないんですけれども、減額が可能なんじゃないかなと思ったりします。その辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

それと、学校教育のところでもありますけれども、報償費として自立支援・学習支援員謝礼ということで新たにというか増額されるわけでもありますけれども、支援教室へ通学している児童が増加しているということでもありますけれども、どうして増加傾向にあるのか、何名を予定していたところが、そのように増えているわけなのか、その辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

健康保険課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、重度医療の部分の説明をもう少し詳しくということで、御案内させていただきます。

平成25年度、今年度より本庄市児玉郡医師会と調整がとれまして、管内の現物支給、いわゆるお医者様の窓口でお金を払わないということが実施できることになりましたが、高額療養費で例えば世帯合算が発生したときなどの場合に、これまでどおり償還払いにさせていただくと

いうふうにした部分でございます。

これはなぜかと申し上げますと、重度医療費の償還払いについては、健康保険、社会保険などの部分については、これまでどおり町のほうに重度医療を申請していただいた後に、町からお返しする重度医療費分、それと高額療養費を差し引いてございますが、その部分は個人に戻るということでございます。

それに対しまして、国民健康保険と後期高齢者の部分につきましては、保険者と調整をさせていただきまして、住民サービスの一環として高額療養費の請求事務をあえて保険者にもう一度してもらおうという事務の簡略化をさせていただくために、重度医療費で一旦全額立て替え払いをいたしまして、個人からは委任払いの契約をいたしまして特別会計のほうから、あるいは後期高齢者のほうから町に返還していただくと、そういう仕組みとなっておりますので、こういった形が組み立てられています。

それと、もう一点でございます。国民健康保険の繰出金についてでございますが、今回の補正については年度途中でございまして、次の特別会計の中でも御案内させていただきますが、国の前期高齢者交付金というものが確定しまして、これが1億2,000万円ほど増額になりましたので、その部分に対する調整ということでさせていただいております。歳出の医療費等の伸びについては、今後、前半戦の医療費の伸びを見ながら、残っている繰越金について充当していくような形でさせていただくようなことになってくるかと思っております。

そういったことから、税の減額等云々という議論は、もう少しその部分を見ながら調整をさせていただくと。次回の補正以降という考え方にはなりますが、いずれにしても、まだ前年度の繰越金を入れて国保運営を回しているというところでございますので、税のほうをもうちょっと考えいく部分は難しいところがあるのかなというふうに考えております。

私からは以上です。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の1点目の御質問でございます。前年度繰越金と基金の積み立てにつきまして御質問いただきました。

まず、平成26年度決算における剰余金が5億7,300万円ほど出ております。このうち2分の1以上を積み立てするというのが地方財政法の規定により義務づけになっておりますので、調整額を少し入れまして、今回2億8,700万円の基金の積み立てを補填しているというところでございます。確かに基金の積み立てによりまして、将来負担比率などの財政指標も改善をしているというところでございますが、基金の積み立てにつきましては、かねてよりいろいろ御意見をいただいているというところでございますけれども、財政調整基金の必要性につきまし

ては、これまでも少し御説明をしまいましたが、予見可能性の低い昨年の大雪被害における災害などの対応のために、一定程度の基金の確保というのは必要だろうというふうには考えております。

また、今後、予見可能性が非常に高いものといたしまして、増加する見込みの地方債の償還ですとか施設の維持管理、または場合によっては新たな建て替えなども生じてくると思いますけれども、そういったものの財源として、こちらの減災基金や公共施設の基金というものも計画的に確保していかななくてはいけないというところでございます。予期せぬ災害が発生した場合ですとか、今後非常に財政が硬直化をするという中でも福祉医療ですとか教育などの施策に、そのときに影響を与えないための財政運営を行うために、今のうちから計画的に財源を確保していきたいということで、今回も義務づけられている部分は当然あるわけですが、基金の積み立てを行っているところでございます。

現在の住民要望の観点からも考えたほうがよいという御指摘をいただいたところでございますが、基金の積み立てに関しましては、年度の執行が終わった後の結果として、決算剰余金というものが出ているという状況でございます。当初予算においては歳入の増が十分に予見できなかった部分の歳入の上振れですとか、あとは歳出につきましても、当然、必要な事業を実施をしないで削った結果の実質収支ではございませんので、主には事業の入札差金などの経費の削減に努めた結果、上里町としては毎年この程度の決算剰余金が生じているという状況でございます。

今後も基金の積み立てと、その積んだ基金をどのようにして住民の皆様のために活用していくかといった点につきましては、全体の財政の運営状況を見ながら、十分にその観点も踏まえて運営を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 学校教育指導室長。

〔学校指導室長 福島 彰君発言〕

学校指導室長（福島 彰君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

中学校のほうの自立支援学級支援員のことに関してなんですけれども、現在、両方の中学校に学習支援室があるわけですが、学習支援室に通ってくる生徒は、人間関係で悩んでいる生徒もおりますけれども、根本的には学力のほうにちょっと課題があり、その教室において教員免許保持者が対応しているのが現状であります。

なぜ人数が増えたのかという御質問でございますけれども、年度当初3名だったものが4名になったというのは、年度途中で他市町からそういった対応が必要な生徒が転入してきたということでございます。それに対応するためということで増やしていただいたということでござ

います。

もう一点は、今まで北中のほうでは支援員さんが月・火・水の3日間勤務したわけですが、やはりそういう生徒さんの転入等に伴い、5日間ともいてほしいという学校からの要望等もあり、週5日間ともそういう支援員さんを配置しようということで、そういうふうにしていただいたという経緯でございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

健康保険課長（山下容二君） 健康保険課長、山下です。

先ほどの説明の中で、ちょっと言葉が聞きづらかった点があったので、もう一度お話し申し上げます。

重度医療の現物支給は平成27年度からということでもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

重度医療に関しましては、そのときに払わなくて済むということで、住民サイドにとって、重度医療の方にとってはありがたいことですので、それはいいなというふうに思っているんですけども、ちょっと私が認識不足で、ありがとうございます。

国民健康保険特別会計は、言っていることはわかるんです。前期のほうの分が増えたんだよと。だから、入が増えたから、その他の一般会計のところを減らすんですよという、そういうのはわかるんですけども、根本に上里町は県内では保険料は決して高くはないわけではありますけれども、県内でも1人当たりの所得の低い町でもあります。そういった観点から、やはり増えたから減らすんですよというだけではなくて、一般会計が黒字で繰り越すということは、そこで思ったよりも入が多くなったんだから、ではそれをずっと国保税が高くてなかなか苦労しているところに少し振り向けていこうじゃないかという、そういう発想が必要なんじゃないかなというふうに思うわけなんです。それを財政のほうとも結びつけていくと、確かに無駄なものは減らしていく、無駄は省く、そういうふうな形で繰り越していく部分は重要だというふうに思います。

だけれども、これだけ景気が悪くて子育てするのにお金がかかる、払いたくてもなかなか払えなくて困っているという町民の要望に少しでも答えていくことで、繰り越しがゼロだったら

困りますよね、ある一定の黒字の会計であることが望ましいと私も思いますし、また課長が御説明のとおり、いろいろなことを考えたら財政調整基金も一定は必要ということも納得しております。しかし、一定の部分のところをどこに引くかというふうに思えば、やはり町民要望にもう少し応えられる財政状況じゃないかなというふうに思います。その点についてお尋ねしても、見解の相違ということになるのかもしれませんが、私はそのように思って質問しております。

それで、中学校の子どもさんたちの自立支援・学習支援員の謝礼ということは内容的にはよくわかりました。そして、週3日より5日のほうがいいだろうというふうに私も思います。上中においてはどうか。上中でも人数が少なくても、このぐらいの予算で実現することが可能であれば、週5日同じように配置して、手厚く子どもたちの学力を引き上げていってあげることが望ましいんじゃないかなというふうに思います。お尋ねします。

議長（伊藤 裕君） 学校教育指導室長。

〔学校指導室長 福島 彰君発言〕

学校指導室長（福島 彰君） ただいまの沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

先ほど北中のほうを5日間にしたということですが、上里中学校に関しましては、現在、7名ほどそういう教室に通っている子がいるんですけれども、年度当初よりそちらの上里中学校のほうの支援員は5日間の勤務で2名の方が務めていると、そういう状況でございます。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） まず初めに、基金のあり方についてということでございますけれども、毎回、沓澤議員からは基金について御質問があるわけでございますけれども、基本的には課長が申し上げたとおりでございますけれども、やはり町としては将来にわたって安定した財政運営が必要だということでございますので、短期的に1年、2年の中で繰越金が多く出たから、それを全て充当するということはなかなかできないわけでございます。収入についてもなかなか見通しも立たない、交付税についても国の考え方によってすぐ変わるような状況でございますし、歳出の中では社会保障費や子育て支援、これは必ずやっつけていかなければならない状況でございますから、そういう面で基金については、おおむね町としてはこのぐらい今後必要だという形で基金の積み立てをしているところでございます。

しかしながら、住民要望ということでございます。そういう中で、昨年の雪害に対しては町としても国・県のお金が入るまでに基金等を充当して立て替えをしたということでございまして、私は、逆に基金を積み立てをすることが町民の安心・安全、そして町民福祉の向上につながっていく、そういう視点で基金をしているところでございます。これで何十億、100億とい



うような形で基金が積めたとすれば、やはりこれは基金よりももう少し住民に直結した事業を増やすべきだという御意見はあると思いますけれども、現段階では適正な基金の額だというふうに承知をしているところでございます。

それと、国民健康保険の繰出金の関係でございますけれども、これについては次の国保の補正の中で御説明をさせていただくところでございますけれども、今回については前期高齢者交付金が当初の予定をしたときよりも増額になったということで、町からの繰出金を減という形でとらせていただいたところでございます。

国民健康保険税についても、非常に所得が低い中で大きな国保税についてもお支払いをいただいているところでございますけれども、やはり国保税の見直しということになりますと、短期的に1年だけこういうふうに、ある程度財政的に一般会計のほうに戻すことができたから、その部分を国保の中で減額をするというのはちょっと厳しいのかなと。特に広域連合との関係もございまして、国保の中の課税の内容についても十分議論する必要があると思いますので、現段階ではこのような形で調整をさせていただいたところでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 先ほど議案書の第51議案の中であつたいじめ問題の件で、先ほど総合政策課長が説明した2ページの下から2番目、青少年健全育成事業で、いじめ問題対策連絡協議会委員の報酬10人分ということなんですけれども、その下のいじめ問題調査委員というのは5名で、先ほどの議案書の中の説明でいいんですけれども、上のいじめ問題対策連絡協議会委員は約20名というふうに説明を受けたんですが、この差はどういうことなんでしょうか、説明してもらえますか。

議長（伊藤 裕君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 山田 隆君発言〕

子育て共生課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

いじめ問題対策連絡協議会につきましては、先ほど申し上げたとおり20名を今の時点では計画してございます。その中にはいろいろ国や県の出先機関から来ていただく方や、警察の方ですとか教育委員会、そういった方々も含まれておりまして、報酬が発生する方が10名ということでございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第55号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 町長提出議案第56号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第18、町長提出議案第56号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第56号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5,439万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の補正でございます。

歳入についてでございますが、款3 国庫支出金、項1 国庫負担金と項2 国庫補助金であります。前期高齢者交付金や後期高齢者支援金、介護納付金の額の確定に伴いまして、負担金の療養給付費負担金、介護納付金負担金、後期高齢者支援金負担金が、また、補助金の財政調整交付金、介護納付金財政調整交付金、後期高齢者支援金財政調整交付金に変更が生じたもので、5,891万8,000円の減額補正でございます。

続きまして、款5前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者交付金の額の確定に伴い、1億2,095万6,000円の補正でございます。

続きまして、款6県支出金、項2県補助金につきましても、前期高齢者交付金等の額が確定したことにより普通調整交付金の見直しが生じ、906万4,000円の減額補正でございます。

続きまして、款9繰入金につきましては8,141万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、款10繰越金につきましては、平成26年度の療養給付費及び退職者医療療養給付費の額が確定され、返還が生じたため、3,604万1,000円の補正でございます。

以上、歳入合計につきましては、760万円を追加し、予算総額を38億5,439万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費については、人事異動に伴う一般管理給与費の増額等や、県国保連合会負担金の額が確定されたことによる減額により、合計で167万6,000円の補正でございます。

款3後期高齢者支援金等、款4前期高齢者納付金等、款5老人保健拠出金及び款6介護納付金につきましては、平成27年度の額の確定に伴う補正でございます。

款10諸支出金につきましては、平成26年度の退職者医療療養給付費交付金の返還金621万4,000円と、同じく平成26年度の国庫支出金である国保療養給付費等負担金の返還金2,982万8,000円で、合計で3,604万2,000円の補正でございます。

以上、歳出合計につきましても、歳入同様760万円を追加し、予算総額を38億5,439万6,000円とするものでございます。

以上で、議案第56号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） いわゆる今回の国保の会計は、前期高齢者交付金が1億2,000万円から当初予定していたよりも大幅に増えたので、そのほかを削って調整という形だと思うんですけども、こんなに予算が組めないというんでしょうか、見極めが難しいものなのか、ちょっとその辺が余りにも差があり過ぎますので、お尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

健康保険課長（山下容二君） 沓澤議員の質問に説明させていただきます。

予算編成時点では、厚生労働省が定める算定率及び算定額が示されていなかったため、過去の実績により計上したということでございます。それでも平成26年度の当初予算よりは1億円増というふうに編成をしております。今年の3月に告示された確定額により、今回は補正させていただくものでございます。

上里町は、全国の保険者の前期高齢者の加入見込みは14%強なんですけれども、この全国平均に対して、上里町は34%ということで上回っております。当然、前期高齢者の交付金も多くいただけるということなんです。額に対してはこの率が決まるまでは全国の状況に応じて上昇率とかが決まってまいりますので、その辺の乖離があったというふうに考えております。

私からは以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第56号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第57号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第19、町長提出議案第57号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第57号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

御提案申し上げました議案第57号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,882万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,991万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金については、保険給付費及び介護予防給付費等の増額補正に伴い、138万3,000円の増額でございます。

款3支払基金交付金については、平成26年度の保険給付費及び介護予防給付費等の増額並びに地域支援事業支援交付金が242万3,738円に確定したことにより、115万3,000円の補正でございます。

款4県支出金については、保険給付費及び介護予防給付費等の増額並びに地域支援事業交付金補正額472万1,584円に伴い、70万9,000円の補正でございます。

款6繰越金、項1繰越金は、平成26年度の繰越金額が5,753万3,866円に確定したため、2,557万5,000円の補正でございます。

以上、歳入合計につきましては、2,882万円を追加し、予算総額を16億6,991万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、項2介護予防サービス等諸費につきましては、それぞれ保険給付費59万6,000円と30万4,000円の増額でございます。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費につきましては、介護予防給付費201万3,000円、項2包括的支援事業・任意事業費につきましては、保険給付費及び包括的支援事業・任意事業給付費96万2,000円の増額でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、前年度の介護給付費における負担金等の精算に伴う国等への返還金2,494万5,000円となります。

以上、歳出合計につきましては、歳入同様2,882万円を追加し、予算総額を16億6,991万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第57号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明と

させていただきます。

慎重審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第57号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第58号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）  
について

議長（伊藤 裕君） 日程第20、町長提出議案第58号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第58号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、消火栓設置に係る収益的収入及び支出と、人事異動に伴い収益的収入及び支出に属する職員の給与等の補正を行うものでございます。

第1条 平成27年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条 平成27年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款事業収益を既決予定額に対しまして85万2,000円を増額し、5億8,808万9,000円にいたします。第1項営業収益の増額でございます。

次に、支出ですが、第1款事業費を既決予定額に対しまして221万2,000円を増額し、5億4,910万3,000円といたします。第1項営業費用を増額するものでございます。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費の既決予定額に108万5,000円を増額し、6,348万7,000円とするもので、職員給与費総額を給与等の補正により増額するものでございます。

次のページからが補正予算(第1号)に関する説明書及び附属資料となっております。

5ページは実施計画となりますが、詳細を13ページの説明書に記載してありますので、そちらで説明させていただきます。

6ページ、7ページは、予定キャッシュフロー計算書となっております。実際のお金の流れで事業の実態をあらわす財務表でございます。

8ページ、9ページは、予定貸借対照表で、年度末の予定財政状況を表示しております。

10ページ、11ページは、給与改定等に伴う給与費明細書となっております。12ページは給料及び手当の増減額の明細となっております。

13ページをお願いいたします。

補正予算(第1号)の説明書でございます。収益的収入及び支出の収入ですが、款1事業収益、項1営業収益、目2受託工事収益を85万2,000円増額し、216万8,000円とするものでございます。これは、設置に対して町から工事を受託するものでございます。

支出については、款1事業費、項1営業費用、目1原水及び浄水費の給与費等の136万円増額についてでございますが、これは人事異動に伴うもので、目3受託工事費、節22工事請負費の85万2,000円増額については、収入額と同額を消火栓設置工事費として支払うものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(伊藤 裕君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(伊藤 裕君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第58号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時25分散会